

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和8年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	建設総務課	228-7415	道路等通報システム保守管理業務	モビルス(株)	1,584,000	R8.4.1	<p>本業務は道路等通報システムを安定稼働させることを目的とする保守管理業務であり、当該目的を達成するためには、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該システムに係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、設定漏れや誤処理により重大なシステム障害を発生させ、個人情報やログの情報漏洩に繋がる可能性や、当該業者独自の技術(システム)を使用することができず、システム本来のサービスが供給できなくなる。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築したモビルス株式会社以外にないため、当該業者に随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	南部地域整備事務所	298-6572	泉ヶ丘駅前広場ほかエレベータ等設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関西支社	5,491,200	R8.3.30	<p>当該エレベータ及びエスカレータにおける設備は、ペDESTリアンデッキ等の立体横断施設の移動等円滑化のため道路上に設置されたものであり、不特定多数の市民が利用することから、故障や不具合が生じないよう適切に保守点検等を実施する必要がある。</p> <p>本業務を適正に履行するためには、構造の細部など、当該設備に係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、また、一部設備においては遠隔監視を行っていることから、当該設備を製造した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該設備は、設置当初から製造メーカーである当該業者においてフルメンテナンスによる保守点検を行っており、保守点検業者が途中で変わってしまうと、故障や不具合等が発生した際に責任の所在が不明確になり、故障や不具合の解消に時間を要し、当該設備の利用に支障をきたすなど市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>当該設備の保守点検及び緊急時の対応は、その構造の細部まで熟知している製造メーカーで、従前からの保守点検業者である当該業者以外にないため、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	債務負担 3月分公表漏れ
3	路政課	228-7417	令和8年度道路交通情報提供業務	公益財団法人 日本道路交通情報センター	6,047,800	R8.4.1	<p>当該法人は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集、提供並びに調査、研究を行い、事故及び災害の防止並びに道路交通の安全と円滑化に寄与し、もって公共の福祉の増進と地域社会の健全な発展に貢献することを目的として、昭和44年10月3日(坪川建設大臣)の閣議報告を経て設立された法人であり、全国の交通管理者(都道府県警察本部)や道路管理者(国、全国の都道府県、政令市、高速道路会社等)からの委託により道路交通情報の収集・提供業務を行っており、全国の行政等からの各種情報をもとに総合的な道路交通情報を提供できる唯一の団体であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和8年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
4	路政課	228-7417	令和8年府道大阪中央環状線ほ か道路情報表示装置保守点検 業務	岩崎電気(株) 近畿営業 所	2,904,000	R8.4.1	<p>道路情報表示装置は、本課に設置の制御機から現場に設置の電光表示板へ電話回線を使って信号を送り、信号を変換して道路情報(文字)を表示するものである。</p> <p>当該装置の保守点検を適正に履行するには、制御機及び電光表示板の電気回路設計及び制御プログラム内容の把握など、高度かつ詳細な知識が必要不可欠である。</p> <p>また、当該装置は設置から25年以上経過しており、保守が必要である内蔵のLEDモジュールユニットについては、すでに製造が終了し、代替品もないため、毎年の保守業務において、装置を製造した当該業者独自のノウハウによるオーバーホールを繰り返しながら再利用している状況である。</p> <p>当該装置の詳細な知識や技術のない当該業者以外の者が本業務を履行しようとする、正常な動作を保証できないことから、当該装置の構造を熟知した当該業者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該装置の詳細な知識等を有する、当該装置を製造、設置した岩崎電気株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
5	路政課	228-7417	公共用地調査登記等業務	公益社団法人 大阪公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	—	R8.4.1	<p>本業務の適正な履行には、多数の土地家屋調査士が所属した団体への発注を要し、当該要件を満たす者が1者しかいないため競争入札に適さず、随意契約を行うものである。</p> <p>本業務は、全庁各事業所管課において発注される土地の表示に関する登記に必要な調査・測量及び申請手続きを行う業務であり、各事業所管課からの適宜の発注に適正かつ迅速な履行に対応できる履行体制が必要とされることから、履行に必要な国家資格である土地家屋調査士個人では、適正な履行は困難である。また、本業務は発注前に各工種の予定数量を確定することが困難であることから競争入札に適さず、各事業所管課の発注を一本化して契約することにより、全庁の契約事務の効率化に寄与している。</p> <p>公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として土地家屋調査士法第63条第1項に基づき設立された団体である。</p> <p>同協会は土地家屋調査士が数多く所属しており、大規模な発注に迅速に応えることができ、適正な調査士の配置が可能である大阪府内唯一の団体である。</p> <p>以上の理由により同協会と随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	複数単価契約 1,070円/資料調査 (公簿類)ほか

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和8年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
6	自転車環境整備課	252-0525	放置自転車等対策・撤去運搬・ 保管返還業務	サイカパーキング(株)	95,229,420	R8.4.1	本業務は、「公共の場所における自転車等の駐車秩序」を確保する上で、自転車等駐車場の設置目的と、密接な関連を有する業務であることから、先に実施した「堺市立自転車等駐車場指定管理者」の選定において、本業務を当該指定管理者に委託することを条件として、公募しているため。	1者随契	